

国の重要な統計調査のお知らせです

皆様のお住まいになる地域が労働力調査の対象(2年目)となりました。
労働力調査は、1年目に2か月、2年目の同じ時期に2か月の計4か月調査する
しくみをとっており、昨年の調査時と同じ住戸にお住まいの皆様には、
本年もお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。
調査をお願いする世帯には、改めて調査員が伺い、調査票を配布します。

みんなの **声** から始まる、
ニッポンのより良い **未来** づくり。

2年目

労働力

調査



労働力調査
とは？

「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づき、
総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施する、国の重要な統計調査です。

- 我が国における就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としています。
- 毎月、全国で約4万世帯を対象として行っています。

労働力調査に関するくわしい情報はこちら

労働力調査かんたんガイド  <https://www.stat.go.jp/data/roudou/kantan/index.html>



総務省統計局・都道府県



労働力調査はこんな調査です

1 労働力調査の目的は？

我が国における就業・不就業の実態を明らかにし、雇用政策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的として実施する調査です。この調査の結果から、毎月、新聞やテレビなどで取り上げられている「就業者数」や「完全失業率」、「未活用労働」などがわかります。



2 調査の対象は？

統計理論に基づき、全国から無作為に選ばれた約4万世帯（15歳以上の世帯員約10万人）を対象に毎月調査します。

調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます。

全国のすべての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。そのため、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国からかたよりにくく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。

調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選びます。また、調査をお願いする世帯についても、こうして選んだ地域から、無作為に選びます。調査をお願いする世帯におかれましては、正確な統計を作成するために、調査へのご回答をお願いします。



3 調査の期間はどれくらい？

労働力調査は1年目に2か月、2年目の同じ時期に2か月、連続して調査します。これは、調査結果の前月や前年との比較安定性を高めるため、このようなしくみをとっています。本年は2年目の調査となります。



4 調査する内容は？

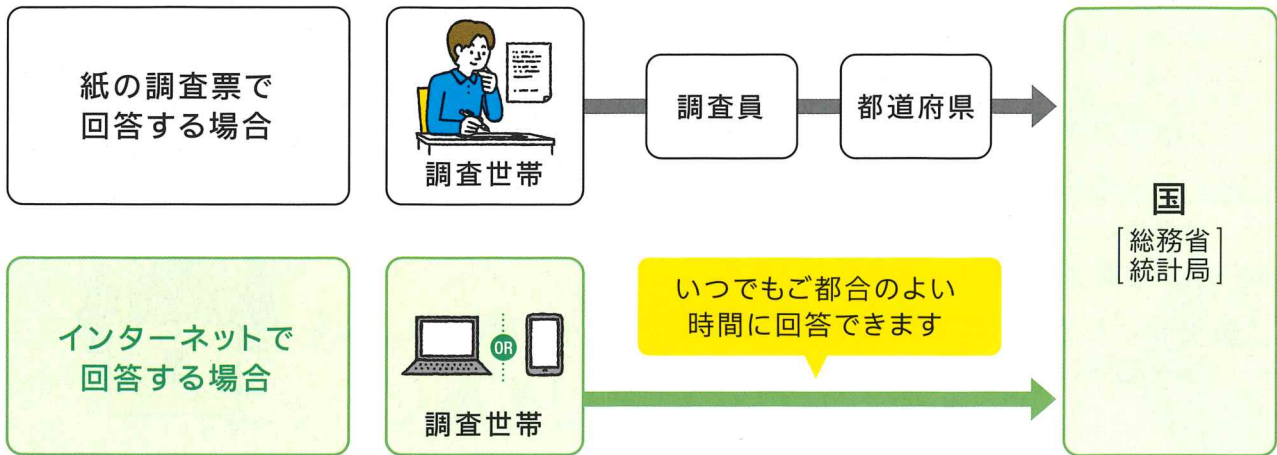
「基礎調査票」を用いて、次のような事柄について調査します。

- すべての世帯員について
男女の別、出生の年月、続柄
- 15歳以上の世帯員について
就業状態、就業時間、雇用契約期間、仕事の種類、就業の可能性など、2か月目は、「基礎調査票」に加えて、「特定調査票」を用いて、より詳しく調査します。



調査の流れ 調査員が伺い、調査書類を配布します。

調査の回答にあたっては、インターネットで回答するか、紙の調査票で回答するかを選択いただけます。



⚠️ 回答の義務があります

- 労働力調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。
- 統計法では、調査対象の方には報告の義務を、調査に従事する者には、守秘義務を規定しています。さらに、これに反したときには罰則が定められています。なお、回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

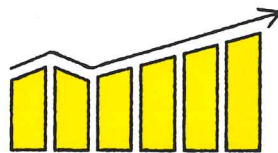


調査結果 労働力調査の結果は、幅広く活用されています。

国・地方公共団体における
雇用対策



国の月例経済報告等における
景気判断



大学・研究機関における
雇用失業問題の研究



調査結果はどなたでも利用できます

毎月、統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表しています。

- 総務省統計局のホームページ ▶ <https://www.stat.go.jp/>
- 政府統計の総合窓口「e-Stat」 ▶ <https://www.e-stat.go.jp/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

労働力調査の結果は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。

個人情報 は 厳重に保護されます

- 労働力調査により集められた調査票の内容は、統計法によって厳重に保護されています。
- インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、暗号化通信を行っています。
- 調査に従事する者(調査員、国・都道府県の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。
- 提出いただいた調査票は、厳重に管理し、統計を作成した後、溶解処分します。



調査員は「調査員証」を必ず携帯しています

- 労働力調査の調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員であり、守秘義務が課せられています。
- 調査員は、都道府県知事が発行した顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯しています。
- 調査員は、調査地域の世帯を確認するため、すべての世帯を訪問し、世帯主又は代表者の氏名と住所を伺います。
- 調査をお願いする世帯には、改めて調査員が訪問し、調査票の配布やご記入いただいた調査票の回収及び記入状況の確認を行います。



⚠ かたり調査にご注意ください

- 労働力調査では、金銭を要求することや、銀行口座、クレジットカード番号などをお聞きすることは絶対にありません。
- 労働力調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答せず、速やかにお住まいの都道府県にお知らせください。



〈連絡先〉

「今を知り 未来つくろう 統計パワー」

京都府総合政策環境部企画統計課社会統計係

電話 075 (414) 4491 (直通)

京都府庁代表 075 (451) 8111 (内線 4491)

※ 閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。